

No.	訂正處	新	舊	訂正日 (實施日)
1	23頁：關於防止吸入二手菸	已實施「原則上室內禁菸」。	「原則上室內禁菸」。	2020年 4月1日
2	35頁：(17)	還有記載無法律規定不合格事由之內容的文件。	還有記載無法律規定不合格事由之內容的文件且具簽名或蓋章者。	2021年 1月1日
3	37頁：住宅住宿管理業務的委託（附錄文件）	管理業者所交付之書面複本（ <u>管理業務若變更為自行管理時則不需附錄</u> ）	管理業者所交付之書面複本	(新增說明)
4	37頁：商號、名稱、姓名、住址或聯絡方式（附錄文件）	說明實施報告書（變更）（附件2:P.50） <u>（若僅變更住址時則不需說明）</u>	說明實施報告書（變更）（附件2:P.50）	(新增說明)
5	51頁：附件3A「誓約書」	氏 名	氏 名 <u>印</u>	2021年 1月1日
		姓 名	姓 名 <u>蓋章</u>	
6	52頁：附件3B「誓約書」（法人用）	代表者の氏名	代表者の氏名 <u>印</u>	2021年 1月1日
		代表者姓名	代表者姓名 <u>蓋章</u>	
7	53頁：附件3C「誓約書」（個人用） ※相同訂正有2處。	氏 名	氏 名 <u>印</u>	2021年 1月1日
		姓 名	姓 名 <u>蓋章</u>	
8	附件6「核査單」 ※56頁～62頁的下列(a)～(h)			
(a)	58頁：(附件6的第3頁) ※相同訂正有2處。	建築基準法施行令第112條第 <u>4</u> 項	建築基準法施行令第112條第 <u>3</u> 項	2020年 9月7日
		建築基準法施行令第112條第 <u>4</u> 項	建築基準法施行令第112條第 <u>3</u> 項	
(b)	59頁：(附件6的第4頁) ※相同訂正有2處。	建築基準法施行令第112條第 <u>4</u> 項	建築基準法施行令第112條第 <u>3</u> 項	2020年 9月7日
		建築基準法施行令第112條第 <u>4</u> 項	建築基準法施行令第112條第 <u>3</u> 項	
(c)	59頁：(附件6的第4頁)	建築基準法施行令第112條第 <u>20</u> 項	建築基準法施行令第112條第 <u>19</u> 項	2020年 9月7日
		建築基準法施行令第112條第 <u>20</u> 項	建築基準法施行令第112條第 <u>19</u> 項	
(d)	59頁：(附件6的第4頁)	建築基準法施行令第112條第 <u>21</u> 項	建築基準法施行令第112條第 <u>20</u> 項	2020年 9月7日
		建築基準法施行令第112條第 <u>21</u> 項	建築基準法施行令第112條第 <u>20</u> 項	

No.	訂正處	新	舊	訂正日 (實施日)
(e)	60 頁：(附件 6 的第 5 頁)	床面積の合計を 200 m ² 未満とすること 但し、次の①又は②に掲げるものにあつては、この限りではない	床面積の合計を 200 m ² 未満とすること 但し、次の①、②に掲げるものにあつては、この限りではない	(用語整理)
		地板面積總計須未滿 200 m ² 但下列的①或②中揭示者不在此限	地板面積總計須未滿 200 m ² 但下列的①、②中揭示者不在此限	
(f)	61 頁：(附件 6 的第 6 頁)	床面積の合計を 200 m ² 以下（地階にあつては 100 m ² ）とすること 但し、次の①又は②に掲げるものにあつては、この限りではない	床面積の合計を 200 m ² 以下（地階にあつては 100 m ² ）とすること 但し、次の①、②に掲げるものにあつては、この限りではない	(用語整理)
		地板面積總計須為 200 m ² 以下（底層為 100 m ² ） 但下列的①或②中揭示者不在此限	地板面積總計須為 200 m ² 以下（底層為 100 m ² ） 但下列的①、②中揭示者不在此限	
(g)	61 頁：(附件 6 的第 6 頁)	(2)同令第 112 条第 11 項に規定する豎穴部分と当該豎穴部分以外の部分とが、間仕切壁又は同条第 19 項第 2 号に規定する構造である戸で区画されている	(2)同令第 112 条第 10 項に規定する豎穴部分と当該豎穴部分以外の部分とが、間仕切壁又は同条第 18 項第 2 号に規定する構造である戸で区画されている	2020 年 9 月 7 日
		(2)同令第 112 條第 11 項規定之豎穴部分與該豎穴部分以外之部分，以隔間牆或同條第 19 項第 2 號規定結構之門劃分	(2)同令第 112 條第 10 項規定之豎穴部分與該豎穴部分以外之部分，以隔間牆或同條第 18 項第 2 號規定結構之門劃分	
(h)	62 頁：(附件 6 的第 7 頁)	氏 名	氏 名 ㊟	2021 年 1 月 1 日
		姓 名	姓 名 ㊟	
9	64 頁第 11 行：民宿制度客服中心（觀光廳）	【受理時間】 平日 9：00～18：00	【受理時間】 9：00～22：00	2021 年 4 月 1 日
10	66 頁：管轄警察署	四谷警察署（新宿區左門町 6-5）	四谷警察署（新宿區新宿 1-26-12） ※四谷警察署至 2020 年 5 月（暫定）為臨時辦公地點。	2020 年 5 月 16 日

※上述各格式即使為訂正前之格式，也可以附錄此訂正表的方式，作為申報的附錄文件使用。

此外，即使有蓋章欄或記載其內容，亦無需蓋章。